

令和6年第3回玉東町議会定例会会議録

令和6年9月17日玉東町議会第3回定例会を議場に招集された。

1. 令和6年9月17日午前10時00分招集

2. 令和6年9月18日午前9時56分開議

3. 令和6年9月18日午後0時00分散会

4. 会議の区別 定例会

5. 会議の場所 玉東町議会議場

6. 本日の出席議員は次のとおりである。(10名)

1番 前田大樹	2番 功刀圭一	3番 大城戸廣澄
4番 狩野勝次	5番 坂村勇治	6番 坂本和也
7番 林和廣	8番 清田高広	9番 吉住貞夫
10番 松尾純久		

7. 本日の欠席議員は次のとおりである。(0名)

なし

8. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職・氏名

町長	前田 移津行	教育長	下地 哲雄
総務課長	古閑 康広	産業振興課長	清田 豊
建設課長	清田 善雅	町民生活課長	上田 直紹
税務課長	前田 周一	企画財政課長	西浦 仁敏
保健こども課長	小島 隆一	会計管理者	大城戸 雅昭
教育委員会 事務局長	松永 敏	農業委員会 事務局長	岩川 康幸
福祉課長	清田 浩義	代表監査委員	北島 義文

9. 本会議に職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長	高瀬 伸一	議会事務局書記	岡田 初音
--------	-------	---------	-------

10. 議事日程

日程第1	議案第44号	令和5年度玉東町一般会計歳入歳出決算認定について
日程第2	議案第45号	令和5年度玉東町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
日程第3	議案第46号	令和5年度玉東町簡易水道特別会計歳入歳出決算認定について
日程第4	議案第47号	令和5年度玉東町木葉財産区特別会計歳入歳出決算認定について
日程第5	議案第48号	令和5年度玉東町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
日程第6	議案第49号	令和5年度玉東町宅地開発特別会計歳入歳出決算認定について

日程第7 議案第50号 令和5年度玉東町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

日程第8 休会の件

11. 会議録署名議員の氏名は次のとおりである。

8番 清 田 高 広

9番 吉 住 貞 夫

開議 午前9時56分

○議長（松尾純久君） おはようございます。

少し早いようですが、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1 議案第44号 令和5年度玉東町一般会計歳入歳出決算認定について

日程第2 議案第45号 令和5年度玉東町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

日程第3 議案第46号 令和5年度玉東町簡易水道特別会計歳入歳出決算認定について

日程第4 議案第47号 令和5年度玉東町木葉財産区特別会計歳入歳出決算認定について

日程第5 議案第48号 令和5年度玉東町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

日程第6 議案第49号 令和5年度玉東町宅地開発特別会計歳入歳出決算認定について

日程第7 議案第50号 令和5年度玉東町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

○議長（松尾純久君） 日程第1、議案第44号「令和5年度玉東町一般会計歳入歳出決算認定について」から、日程第7、議案第50号「令和5年度玉東町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について」までの7議案を一括して議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

会計管理者、大城戸雅昭君。

○会計管理者（大城戸雅昭君） おはようございます。長時間になりますが、できるだけ早く説明を終わりたいと思いますので、急ぎ足になりますが、しばらくの間よろしく願いいたします。

まず資料の確認をいたします。

まず、一般会計から特別会計まで決算書が議案第44号から50号まで7冊ございます。44号から50号までですね。それと一般会計から特別会計、その他までインデックスを付けておりますが、決算概要説明書ですね、この赤いインデックスが付いているA4縦綴じが1冊ございます。それと財産に関する調書A4横綴じが1冊、計9冊配付されています。御確認をいただき、お手元に御用意ください。

説明に入ります前に、資料の訂正をお願いいたします。

①から⑧まで先ほど赤いタグが付いている資料と言いましたが、決算概要説明書の中で、資料118ページになります。この赤いタグが付いている資料になります。118ページです。一番下の行ですね、歳出合計のところにはR5とR3が並んでおります。これはR5とR4の間違いになりますので、ここでお詫びして訂正をお願いしたいと思います。

申し訳ありませんでした。すみませんでした。

それではですね、まず最初に一般会計、特別会計の決算書、議案のほうを申し上げまして、次に決算概要説明書を申し上げます。最後に財産に関する調書で御説明いたして終わりたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、議案第44号から議案第50号まで、一括して御提案いたします。

まず、議案第44号、令和5年度玉東町一般会計歳入歳出決算書の1ページと2ページをお開きください。

まず歳入でございますが、表の一番上の行の左から款・項・予算現額・調定額・収入済額・不納欠損額・収入未済額の順に並んでおります。款の名称と収入済額を読み上げます。項の名称と収入済額の読み上げは省略します。

1 款、町税 6 億2,236万6,192円、2 款、地方譲与税3,015万1,000円、3 款、利子割交付金 9 万8,000円、4 款、配当割交付金151万3,000円、5 款、株式等譲与所得割交付金155万3,000円、6 款、法人事業税交付金530万7,000円、7 款、地方消費税交付金 1 億1,276万1,000円、8 款、環境性能割交付金329万6,872円、9 款、地方特例交付金540万7,000円、10款、地方交付税15億8,364万円、11款、交通安全対策特別交付金50万6,000円、12款、分担金及び負担金915万4,582円、13款、使用料及び手数料8,177万7,422円。

次に、3 ページと 4 ページです。14款、国庫支出金 6 億6,647万5,713円、15款、県支出金 3 億1,868万8,110円、16款、財産収入855万6,607円、17款、寄附金 9 億5,987万8,606円、18款、繰入金11億9,436万4,305円、19款、繰越金 1 億5,856万2,741円、20款、諸収入3,988万7,355円、21款、町債 2 億2,850万4,000円。

歳入合計、予算現額68億7,330万4,000円、調定額63億9,633万781円、収入済額60億3244万8,505円、不納欠損額49万4,000円、収入未済額 3 億6,339万1,876円、予算現額と収入済額との比較 8 億4,085万5,495円です。

次に、5 ページと 6 ページです。

次に歳出でございますが、款・項・予算現額・支出済額・翌年度繰越額・不用額の順に並んでいます。款の名称と支出済額を読み上げます。項の名称と支出済額の読み上げは省略します。

1 款、議会費6,056万5,015円、2 款、総務費26億2,264万1,870円、3 款、民生費11億1,430万4,458円、4 款、衛生費 4 億4,996万2,729円、6 款、農林水産業費9,006万211円、7 款、商工費5,941万104円、8 款、土木費 3 億8,878万5,253円、9 款、消防費 1 億7,874万8,850円、10款、教育費 3 億5,831万8,211円。

次に、7 ページと 8 ページです。

11款、災害復旧費3,654万7,562円、12款、公債費 2 億2,530万9,825円、14款、予備費 0 円です。

歳出合計、予算現額68億7,330万4,000円、支出済額55億8,465万4,188円、翌年度繰越額 9 億5,390万3,000円、不用額 3 億3,474万6,812円、予算現額と支出済額との比較12億8,864万9,812円、歳入歳出差引残額 4 億4,779万4,317円、うち基金繰入額 2 億円。令和 6 年 9 月17日提出、玉東町長。

そのあとのページは歳入歳出事項別明細書になりますが、増減の大きかったものについては、

決算概要説明書のほうで説明しますので省略をします。

次に、最後のページの1ページ前まで飛びます。149ページ、実質収支に関する調書です。

1、歳入総額60億3,244万8,505円、2、歳出総額55億8,465万4,188円、3、歳入歳出差引額4億4,779万4,317円、4、翌年度へ繰り越すべき額(2)です。繰越明許費繰越額1億1,839万7,000円、5、実質収支額3億2,939万7,317円、6の実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額2億円です。

右側の150ページをご覧ください。

消費税の地方消費税収の市町村交付額6,842万1,000円の使途を明確にするため、社会福祉の財源として後期高齢者医療費の経費1億2,052万9,000円に充当した表を決算書に添付しております。

一般会計歳入歳出決算書の御説明は以上になります。

続きまして、国民健康保険特別会計の決算書になります。

議案第45号、令和5年度玉東町国民健康保険特別会計歳入歳出決算書の1ページと2ページをお開きください。

まず歳入でございますが、表の一番上の行から、款・項・予算現額・調定額・収入済額・不納欠損額・収入未済額の順に並んでいます。款の名称と収入済額を読み上げます。項の名称と収入済額の読み上げは省略します。

1款、国民健康保険税1億1,760万6,038円、2款、使用料及び手数料1万5,100円、3款、国庫支出金6,000円、4款、県支出金5億33万2,921円、5款、財産収入1,079円、7款、繰入金6,057万440円、8款、繰越金6,065万7,664円、9款、諸収入682万1,804円。

歳入合計、予算現額7億3,966万7,000円、調定額7億6,194万8,659円、収入済額7億4,601万1,046円、不納欠損額146万800円、収入未済額1,447万6,813円です。予算現額と収入済額との比較、マイナス634万4,064円です。

次に、3ページと4ページです。

次に、歳出でございますが、款・項・予算現額・支出済額、翌年度繰越額・不用額の順に並んでいます。款の名称と支出済額を読み上げます。項の名称と支出済額の読み上げは省略します。

1款、総務費2,236万6,037円、2款、保険給付費4億8,628万1,930円、3款、国民健康保険事業給付費1億6,521万6,347円、5款、保健事業費1,758万5,320円、6款、基金積立金0円、8款、諸支出金331万8,100円、9款、予備費0円。

支出合計、予算現額7億3,966万7,000円、支出済額6億9,476万7,734円、翌年度繰越額0円、不用額4,489万9,266円、予算現額と支出済額との比較4,489万9,266円、歳入歳出差引残額5,124万3,312円、うち基金繰入額0円。令和6年9月17日提出、玉東町長。

そのあとのページは歳入歳出事項別明細書になりますが、同じく決算概要説明書で御説明いたしますので省略します。

次に、21ページ、最後のページになります。実質収支に関する調書です。

実質収支に関する調書です。1、歳入総額7億4,601万1,046円、2、歳出総額6億9,476万7,734円、3、歳入歳出差引額5,124万3,312円、5、実質収支額5,124万3,312円、国民健康保険特別会

計歳入歳出決算書の御説明は以上になります。

次に、簡易水道特別会計です。議案第46号、令和5年度玉東町簡易水道特別会計歳入歳出決算書の1ページと2ページをお開きください。

まず歳入でございますが、表の一番上から、款・項・予算現額・調定額・収入済額・不納欠損額・収入未済額の順に並んでいます。款の名称と収入済額を読み上げます。項の名称と収入済額の読み上げは省略します。

1款、分担金及び負担金221万8,000円、2款、使用料及び手数料6,795万150円、3款、国庫補助金0円、4款、財産収入140円、5款、繰入金5,002万8,158円、6款、繰越金4,688万4,089円、7款、諸収入0円、8款、町債0円。

歳入合計です。予算現額1億9,120万1,000円、調定額1億7,560万4,867円、収入済額1億6,708万537円、不納欠損額24万850円、収入未済額828万3,480円、予算現額と収入済額との比較2,412万463円です。

次に、3ページと4ページです。

次に、歳出でございますが、款・項・予算現額・支出済額・翌年度繰越額・不用額の順に並んでいます。款の名称と支出済額を読み上げます。項の名称と支出済額の読み上げは省略します。

1款、衛生費6,245万3,936円、2款、公債費5,028万2,588円、3款、予備費0円、歳出合計、予算現額1億9,120万1,000円、支出済額1億1,273万6,524円、翌年度繰越額0円、不用額7,846万4,476円、予算現額と支出済額との比較7,846万4,476円、歳入歳出差引残額5,434万4,013円、うち基金繰入額0円、令和6年9月17日提出、玉東町長。

その後のページは、同じく歳入歳出事項別明細になりますが、決算概要説明書で御説明しますので省略します。

また、最後のページまで飛びます。

実質収支に関する調書です。1、歳入総額1億6,708万537円、2、歳出総額1億1,273万6,524円、3、歳入歳出差引額5,434万4,013円、5の実質収支額5,434万4,013円。

簡易水道特別会計歳入歳出決算書の御説明は以上です。

次に、木葉財産区特別会計です。

議案第47号、令和5年度玉東町木葉財産区特別会計歳入歳出決算書の1ページと2ページをお開けください。

まず歳入でございますが、表の一番上のところから、款・項・予算現額・調定額・収入済額・不納欠損額・収入未済額の順に並んでいます。款の名称と収入済額を読み上げます。項の名称と収入済額の読み上げは省略します。

1款、財産収入727万1,331円、2款、繰越金139万5,225円、3款、諸収入27円。

歳入合計、予算現額864万8,000円、調定額866万6,583円、収入済額866万6,583円、不納欠損額0円、収入未済額0円、予算現額と収入済額との比較、マイナス1万8,583円です。

次に、3ページと4ページです。

次に歳出でございますが、款・項・予算現額・支出済額・翌年度繰越額・不用額の順に並んで

います。款の名称と支出済額を読み上げます。項の名称と支出済額の読み上げは省略します。

1 款、総務費359万5,916円、2 款、農林水産業費398万2,345円、3 款、予備費 0 円。

歳出合計、予算現額864万8,000円、支出済額757万8,261円、翌年度繰越額 0 円、不用額106万9,739 円、予算現額と支出済額との比較106万9,739円、歳入歳出差引残額108万8,322円、うち基金繰入金 0 円。令和 6 年 9 月 17 日提出、玉東町長。

同じくこのあとのページは歳入歳出事項別明細書になりますが、決算概要説明書で御説明しますので省略します。

最後に飛びます。9 ページ、実質収支に関する調書です。

1、歳入総額866万6,583円、2、歳出総額757万8,261円、3、歳入歳出差引額108万8,322円、5、実質収支額108万8,322円、木葉財産区特別会計歳入歳出決算書の説明は以上になります。

次に、介護保険特別会計です。議案第48号、令和 5 年度玉東町介護保険特別会計歳入歳出決算書の 1 ページと 2 ページをお開きください。

まず歳入でございますが、表の一番上の行の左から、款・項・予算現額・調定額・収入済額・不納欠損額・収入未済額の順に並んでいます。款の名称と収入済額を読み上げます。項の名称と収入済額の読み上げは省略します。

1 款、保険料 1 億2,325万7,909円、2 款、使用料及び手数料300円、3 款、国庫支出金 1 億9,218 万7,960円、4 款、支払基金交付金 1 億7,801万7,561円、5 款、県支出金 1 億410万2,903円、6 款、財産収入800円、7 款、繰入金 1 億2,344万8,818円、8 款、諸収入382万303円、9 款、繰越金5,644 万4,904円。

歳入合計、予算現額 8 億326万900円、調定額 7 億8,188万4,389円、収入済額 7 億8,128万1,458 円、不納欠損額16万7,580円、収入未済額43万5,351円、予算現額と収入済額との比較2,198万7,542 円です。

次に、3 ページと 4 ページです。

次に歳出でございますが、款・項・予算現額・支出済額・翌年度繰越額・不用額の順に並んでいます。款の名称と支出済額を読み上げます。項の名称と支出済額の読み上げは省略します。

1 款、総務費2,728万6,535円、2 款、保険給付費 6 億4,310万688円、5 款、地域資源事業費4,883 万7,356円、6 款、基金積立金2,000万800円、7 款、公債費 0 円、8 款、諸支出金1,426万1,170 円、9 款、予備費 0 円。

歳出合計です。予算現額 8 億326万9,000円、支出済額 7 億5,348万7,149円、翌年度繰越額 0 円、不用額4,978万1,851円、予算現額と支出済額との比較4,978万1,851円、歳入歳出差引残額2,779 万4,309円、うち基金繰入額 0 円、令和 6 年 9 月 17 日提出、玉東町長。

同じくそのあとのページは歳入歳出事項別明細書になります。決算概要説明書のほうで御説明いたします。

では33ページ、実質収支に関する調書です。

1、歳入総額 7 億8,128万1,458円、2、歳出総額 7 億5,348万7,149円、3、歳入歳出差引額2,779 万4,309円、5、実質収支額2,779万4,309円、介護保険特別会計歳入歳出決算書の御説明は以上で

す。

次に、宅地開発特別会計です。議案第49号、令和5年度玉東町宅地開発特別会計歳入歳出決算書の1ページと2ページを開きください。

まず歳入でございますが、表の一番上の左から款・項・予算現額・調定額・収入済額・不納欠損額・収入未済額の順に並んでいます。款の名称と収入済額を読み上げます。項の名称と収入済額の読み上げは省略します。

1款、繰入金0円、2款、財産収入421万6,000円、3款、繰越金1,037万4,105円、歳入合計、予算現額1,459万1,000円、調定額1,180万6,105円、収入済額1,459万105円、不納欠損額0円、収入未済額421万6,000円、予算現額と収入済額との比較895円です。

次に、3ページと4ページです。

次に、歳出でございますが、款・項・予算現額・支出済額・翌年度繰越額・不用額の順に並んでいます。款の名称と支出済額を読み上げます。項の名称と支出済額の読み上げは省略します。

1款、宅地開発費1,299万105円、2款、予備費0円。

歳出合計、予算現額1,459万1,000円、支出済額1,299万105円、翌年度繰越額0円、不用額160万895円、予算現額と支出済額との比較160万895円、歳入歳出差引残額160万円、うち基金繰入金0円、令和6年9月17日提出、玉東町長。

そのあとのページは同じく歳入歳出事項別明細になりますが、決算概要説明書で御説明しますので省略します。

9ページの実質収支に関する調書です。

1、歳入総額1,459万105円、2、歳出総額1,299万105円、3、歳入歳出差引額160万円、5、実質収支額160万円、宅地開発特別会計歳入歳出決算書の説明は以上です。

次に、後期高齢者医療特別会計です。

議案第50号、令和5年度玉東町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算書の1ページと2ページをお開けください。

まず歳入でございますが、表の一番上の行から款・項・予算現額・調定額・収入済額・不納欠損額・収入未済額の順に並んでいます。款の名称と収入済額を読み上げます。項の名称と収入済額の読み上げは省略します。

1款の後期高齢者医療保険料6,107万2,200円、2款、使用料及び手数料1,300円、3款、国庫支出金0円、4款、繰入金2,915万6,844円、5款、繰越金0円、6款、諸収入1,288万9,371円、歳入合計、予算現額1億534万4,000円、調定額1億368万2,815円、収入済額1億311万9,715円、不納欠損額2万4,600円、収入未済額53万8,500円、予算現額と収入済額との比較222万4,285円です。

次に、3ページと4ページです。

歳出でございますが、款・項・予算現額・支出済額・翌年度繰越額・不用額の順に並んでいます。款の名称と支出済額を読み上げます。項の名称と支出済額の読み上げは省略します。

1款、総務費739万6,371円、2款、後期高齢者医療広域連合納付金8,747万4,650円、3款、保健事業費818万1,794円、4款、諸支出金6万6,900円、5款、予備費0円。

歳出合計、予算現額 1 億1,053万4,000円、支出済額 1 億311万9,715円、翌年度繰越額 0 円、不用額222万4,285円、予算現額と支出済額の比較222万4,285円、歳入歳出差引残額 0 円、うち基金繰入金 0 円。令和 6 年 9 月 17 日提出、玉東町長。

同じくこのあとのページは歳入歳出事項別明細になりますが、決算概要説明書のほうで御説明いたします。

13ページ、実質収支に関する調書です。

1、歳入総額 1 億311万9,715円、2、歳出総額 1 億311万9,715円、3、歳入歳出差引額 0 円、5、実質収支額 0 円、後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算書の説明は以上です。

次に、決算概要説明書、先ほど赤いタグが付いた書類と御説明しましたが、その中身を説明します。

この冊子では、令和 4 年度の決算額の比較によって、令和 5 年度決算の増減に大きく影響した主なものについて御説明をさせていただきます。

それでは、決算概要説明書について説明をいたします。

インデックスのほうがですね、①から⑧までありまして、会計ごとに 7 番までとその他で 8 番がありますので、御確認をお願いします。

それでは、令和 5 年度①一般会計決算の概要について御説明します。

2 ページをお開きください。

一般会計歳入です。上のほうの 1 款、町税の主な要因です。1 項の町民税542万7,000円の増になっています。2 項の固定資産708万円の減になっております。

続きまして、3 ページです。上のほうにあります。

10款、地方交付税の主な要因です。普通交付税4,650万2,000円の増、特別交付税4,239万2,000円増、中ほどにあります。

12款、分担金及び負担金の主な要因です。1 目、民生費負担金の児童福祉費負担金の特定教育保育施設保護者負担金、現年度、526万4,000円の減です。

下のほうになります。13款、使用料及び手数料の主な要因です。1 目、衛生使用料、交流センター使用料で871万8,000円の増になっております。

飛びまして 5 ページです。

上のほうです。14款、国庫支出金の主な要因です。1 項、2 目、民生費負担金、障がい者福祉費国庫負担金の介護給付費訓練等給付費負担金、現年度、793万7,000円の増になっております。中ほどの児童福祉費国庫負担金、特定教育保育施設措置費、現年度、1,133万9,000円の増です。特定教育の過年度のほうにつきましては、468万6,000円の減になっております。下のほうです。

1 項、3 目、災害復旧費国庫負担金、公共土木災害復旧費国庫負担金の現年度発生補助災害復旧費現年度が、1,103万9,000円の増になっております。

続きまして、6 ページです。

上のほうにございます 2 項、1 目、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金、3,824万8,000円の減です。物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金6,669万9,000円の増です。デジタ

ル田園都市国家構想交付金拠点整備タイプですね、7,624万2,000円の増です。中ほどの2項、3目、土木費国庫補助金、社会資本整備総合交付金、合計で3,029万4,000円の減になります。

続きまして、7ページです。

上のほうになりますが、2項、5目、民生費国庫補助金、社会福祉費国庫補助金の住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付費支援事業補助金、2,837万4,000円の減になります。住民税非課税世帯に対する臨時特別給付金支給事業補助金、繰越明許費になりますが、1,220万3,000円の減になります。続きまして、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金支給事業補助金、過年度分、887万円減になります。

続きまして、下のほうの15款、県支出金です。8ページにお移りください。中ほどの2項、1目、総務費県補助金の熊本地震復興基金交付金、5,031万2,000円増、物価高騰対応生活者支援交付金、2,920万4,000円増、飛びまして10ページにいきます。上のほうになります。10ページの上のほうです。6目、農林水産施設災害復旧費県補助金の農業用施設災害復旧費、現年度651万6,000円増が県支出金の増減の主な要因になります。

続きまして、11ページ中ほど下になります。17款、寄附金、1項、3目、ふるさと納税寄附金のふるさと納税寄附金、3億1,185万8,000円の減になります。下のほうの18款、繰入金の主な要因です。1項、3目、土地取得特別会計繰入金、2,539万2,000円の減になります。5目、宅地会計特別会計繰入金、1,000万2,000円の減になります。

続きまして、12ページです。

上のほうです。2項、1目、財政調整基金繰入金、1億7,000万円増、3目、町有施設整備基金繰入金6億7,404万7,000円増、11目、平成28年熊本地震復興基金繰入金、1,089万円増が繰入金の増減の主な要因になります。

飛んで14ページです。

歳入合計です。本年度決算額60億3,244万8,000円、比較の8億2,998万6,000円増です。

15ページにまいります。歳出です。下のほう、2款、総務費の主な要因です。20ページに飛びます。20ページです。中ほどにあります3目の財産管理費、新庁舎建設費工事請負費の玉東町役場庁舎建設事業、新庁舎建設工事、前払金及び中間前払金は、7億3,500万の増になります。

飛びまして24ページに飛びます。

中ほど下にあります。企画費、ふるさと納税事業のふるさと納税委託料、1億1,216万2,000円減、ふるさと納税基金積立金、1億9,813万5,000円減になります。

続きまして25ページに飛びます。上のほうです。木葉駅構内エレベーター設置事業、建設事業費補助金の玉東町鉄道駅バリアフリー化設備整備事業補助金、1億1,372万6,000円の増になっております。

飛びまして31ページです。中ほどです。民生費です。これからまた32ページに移ります。民生費の分で下のほうになります。1項、1目、社会福祉費総務費、住民税非課税世帯に対する物価高騰対策費事業、補助金補助の物価高騰緊急支援給付金4,234万円増となります。

続きまして33ページです。上のほう、住民税均等割のみ課税世帯に対する給付金事業、補助金

補助の住民税均等割のみ課税世帯への給付金、1,150万円増、飛んで37ページ中ほど、2項、1目、児童福祉総務費です。ひとり親世帯以外の低所得者給付費事業、報償費の子ども家庭総合拠点事業専門職謝礼、347万円増、低所得者の子育て世帯に対する給付金事業、補助金補助の子育て世帯への加算給付金、735万円増となっております。

続きまして、38ページです。子ども・子育て支援補助事業負担金その他の子どものための教育、保育給付費、2,570万3,000円増。

39ページです。中ほどにあります。衛生費の御説明になります。下のほうにいきまして、1項、1目、保健衛生総務費保健衛生総務事業費の簡易水道特別会計繰出金、3,766万6,000円減。

続きまして、40ページです。中ほど下、2目、予防費、予防総務費、委託料その他の新型コロナウイルスワクチン接種委託料、826万3,000円減、新型コロナウイルスワクチン接種後の健康観察業務委託料、268万4,000円減。

飛んで43ページです。4目、母子保健費、妊娠出産包括支援事業、電算事務委託料の健康管理システム導入業務委託料、609万4,000円の増です。

続きまして、45ページです。45ページ中ほど上、7目、ふれあいの丘事業運営費、ふれあいの丘事業運営費事業の工事請負費、ふれあいの丘法面吹き付け工事、2,619万5,000円の減になります。

飛んで48ページです。2項、1目、塵芥処理費、塵芥処理事業、一部事務組合負担金の有明広域行政事務組合負担金、1,751万3,000円の増です。

54ページです。上のほうになります。土木費です。1項、土木管理費、439万5,000円の増です。

続きまして55ページです。上のほうになります。2項の道路橋梁費、6,185万8,000円の減になります。

続きまして大きく飛びます。62ページです。下のほうです。10款、教育費、1項、教育総務費、289万7,000円の増、うち1項、1目、学校教育費、2,625万円の増になります。

69ページです。下のほうになります。3項の中学校費、3,529万8,000円の減です。

また飛びます71ページです。71ページ中ほど、中学校費のうち3項、4目、学校整備費、3,367万9,000円の減になります。

また飛びます77ページです。下のほう、災害復旧費の主な要因です。1項、農林水産施設災害復旧費、1目、補助災害復旧費、848万1,000円の増です。

78ページです。上のほう、2項、公共土木施設災害復旧費、1目、補助災害復旧費、262万1,000円の増です。

続きまして、79ページの歳出合計です。本年度決算額55億8,465万4,000円、比較の6億9,075万5,000円増です。

飛びまして81ページにまいります。次に、令和5年度国民健康保険特別会計決算の概要について御説明します。

82ページをお願いします。歳入になりますが、このページの中ほど、4款、県支出金、1項、1目、保険給付費交付金の普通交付金、7,130万4,000円増。

83ページの歳入合計です。本年度決算額 7 億4,601万1,000円、比較の6,547万3,000円の増になります。

続きまして、84ページです。国民健康保険特別会計の歳出になりますが、85ページ中ほどになります。2 款、保険給付費の主な要因です。1 項、療養諸費、1 目、一般被保険者療養給付費、5,799万8,000円増、2 項、高額療養費、1 目、一般被保険者高額療養費、1,627万2,000円増。

飛んで87ページです。中ほどになります。歳出合計、本年度決算額 6 億9,476万8,000円、比較の7,488万7,000円増です。

飛びまして89ページです。次に令和 5 年度③簡易水道特別会計決算の概要について御説明します。

90ページをお願いいたします。簡易水道特別会計の歳入です。ページ上のほうです。2 款、使用料及び手数料、476万3,000円減、5 款、繰入金、1 項、一般会計繰入金、3,766万5,000円減、2 項、基金繰入金、2,000万1,000円増、6 款、繰越金、3,914万7,000円増、8 款、町債、540万円増、歳入合計、本年度決算額 1 億6,708万1,000円、比較の1,140万3,000円の増です。

91ページにまいります。簡易水道特別会計の歳出です。1 款、衛生費、1 項、1 目、簡易水道管理費、簡易水道単独事業ですね、すみません、光熱水費、425万5,000円減、修繕料、212万6,000円減、設計・監理委託料の簡易水道事業北部地区水運用計画策定業務委託料、220万円減、委託料その他の玉東町簡易水道水道施設台帳整備業務委託料、671万円増。

92ページです。上のほうになります。簡易水道事業基金積立金、1,000万円増、2 款、公債費、268万9,000円減、歳出合計になります。本年度決算額 1 億1,273万7,000円、比較の394万3,000円増です。

次、続きまして93ページです。次に令和 5 年度④木葉財産区特別会計決算の概要について御説明いたします。

94ページをお願いいたします。木葉財産区特別会計の歳入です。歳入合計、本年度決算額866万6,000円、比較の14万円減です。

続きまして、95ページ、木葉財産区特別会計の歳出です。歳出合計、本年度決算額757万8,000円、比較の16万8,000円の増です。

続きまして、97ページです。次に、令和 5 年度⑤介護保険特別会計決算の概要について御説明いたします。

98ページをお願いいたします。介護保険特別会計の歳入です。1 款、保険料、8 万5,000円増、2 款、使用料及び手数料、6,000円減、3 款、国庫支出金、720万円増、4 款、支払基金交付金、269万5,000円増、5 款、県支出金、146万1,000円減。

続きまして、99ページです。6 款、財産収入、増減ありません。7 款、繰入金、181万3,000円増、8 款、諸収入、108万円増、9 款、繰越金、853万2,000円増、歳入合計、本年度決算額 7 億8,128万1,000円、比較の1,993万8,000円の増になります。

続きまして100ページです。介護保険特別会計の歳出です。

101ページ中ほど、2 款、保険給付費、1 項、1 目、居宅介護サービス給付費、2,052万3,000

円増、3目、地域密着型介護サービス給付費、458万2,000円増、5目、施設介護サービス給付費、1,366万2,000円減。

102ページ上のほうです。2項、1目、介護予防サービス給付費、230万5,000円増、ページ下のほうになります。6項、1目、特定入所者介護サービス費、111万2,000円増。

飛んで106ページ、6款、基金積立金、1,999万9,000円増です。8款、諸支出金、1項、4目、償還金、826万8,000円増、歳出合計、本年度決算額7億5,348万7,000円、比較の4,858万9,000円の増です。

107ページにいきます。次に令和5年度宅地開発特別会計の概要について御説明いたしますが、これについてはお配りしている資料のとおりになりますのでよろしくお願いします。

続きまして、109ページにまいります。後期高齢者医療特別会計決算の概要について御説明します。

110ページをお願いいたします。後期高齢者特別会計の歳入に関しましては、ご覧のとおりとなっております。

続きまして111ページです。歳出です。1款、総務費、67万7,000円減、2款、後期高齢者医療広域連合納付金、424万1,000円増、3款、保健事業費、123万3,000円増。

112ページにまいります。4款、諸支出金、6万5,000円増。歳出合計、本年度決算額1億312万円、比較の486万2,000円増です。

113ページをお願いします。113ページから会計別決算の推移になっております。（1）から始まりまして114ページの（2）になっております。御確認をお願いします。

115ページです。令和5年度、4年度一般会計款別決算額比較表になっております。これが2ページ、3ページですね。4ページまであります。118ページの4ページまであります。

続きまして119ページ、歳出内訳及び財源内訳になります。

次に120ページ、地方債現在高の状況。

最後に121ページですね、地方債借入先及び利率別現在高の状況ということで、その他の資料は付けております。

決算概要説明書に関しましては以上です。

最後に、財産に関する調書の説明になります。財産に関する調書の冊子を御用意ください。

それでは、財産に関する調書の御説明をさせていただきます。

まず1ページ、公有財産の土地及び建物の総括表です。

めくっていただきまして2ページですね、行政財産土地及び建物の表です。2ページの行政財産その他の施設につきまして、土地と建物の増減がございます。まず、土地3,388平米の増がありますが、本庁舎敷になります。詳細は15ページの本庁舎敷の中で御説明します。次に建物174.89平米の減と153.18平米の減がありまして、174.89平米の減は、役場庁舎の車庫と耐火倉庫の取り壊しによるものです。詳細は19ページの役場庁舎の中にあります。153.18平米の減は、上木葉公営住宅の解体によるものです。詳細は21ページの公営住宅の中にあります。

続きまして3ページ、普通財産の土地及び建物の表です。土地のうち宅地が198.78平米の減は、

宅地用地、二俣分譲地 2 号地の売却によるものです。詳細は24ページの宅地の中にあります。田が4,251平米減、4,251平米の減は行政財産役場庁舎敷へ移ったものと雑種地に地目変更になったものと、土地の返還による減となったものがあります。詳細は26ページの田の中にあります。雑種地が536平米増、536平米の増は、田の地目変更による増です。詳細は28ページの雑種地の中にあります。

続きまして 4 ページ、(2) 有価証券の増減はございません。

5 ページになります。(3) 出資による権利につきましても決算年度中の増減はありません。

6 ページ、6 ページから11ページまでは、50万円以上の使用物品になります。この中にある課名につきましては、本年 5 月以降の新課名ということで整理をさせてもらっていますので、御確認をお願いいたします。この中で公用車が 4 台増になっておりますので、御確認をお願いいたします。

続きまして12ページ、3 の債権については変更はありません。

13ページ、4 の基金でございます。一番下の行、基金の総計になります。前年度末現在高38億783万6,827円、期中増 7 億6,149万2,917円、期中減12億1,357万9,167円、決算年度末現在高33億5,575万577円です。

次に、14ページです。参考資料の変更はございません。

15ページから29ページは、土地建物の内訳になります。先ほど 2 ページと 3 ページのところで御説明をさせていただいたのが増減の理由となっておりますので、説明を省略いたします。

以上をもちまして、令和 5 年度決算についてすべての説明を終わります。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（松尾純久君） ここでしばらく休憩します。

休憩 午前11時09分

再開 午前11時23分

○議長（松尾純久君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

7 議案について提案理由の説明が終わりましたので、ここで代表監査委員の審査報告を求めます。

代表監査委員、北島義文。

○代表監査委員（北島義文君） 監査委員の北島です。よろしくお願いいたします。

それでは、令和 5 年度玉東町決算審査意見書を報告させていただきます。

資料を開いていただいて 2 ページをご覧ください。

令和 5 年度玉東町一般会計及び各特別会計歳入歳出決算審査意見書。

1、審査の対象、令和 5 年度玉東町一般会計歳入歳出決算ほか特別会計 6 本及び財産に関する調書でございます。

2、審査の期間、3、審査の方法については期日のとおりでございます。

4、審査の結果、一般会計及び各特別会計の決算は、関係法令に準拠して作成され、掲げられている計数は関係諸帳簿及び証憑書類といずれも符合し、正確であると認められました。各決算の内容及び予算の執行状況についても全般的に適正、妥当であると認められましたが、その審査概要、意見については後述のとおりでございます。

次に3ページをご覧ください。

一般会計総括といたしまして、令和5年度一般会計の歳入歳出決算額は下記のとおりでございます。歳入歳出差額としまして、4億4,779万4,000円ということでございます。下記の表のとおり、歳入歳出差額から翌年度繰り越すべき財源1億1,839万7,000円を控除した実質収支額は、3億2,939万7,000円、単年度収支で6,466万3,000円でそれぞれ黒字でありました。財政調整のための基金取り崩し額2億円等を加味した実質単年度収支では、1億3,531万8,000円の赤字となっておりますが、歳計剰余金処分により2億円の積み戻しをされており、財政的には健全に運営がなされていると判断いたします。また決算額において、対前年度対比10%以上の増加がみられますが、令和5年度において新庁舎建設事業、木葉駅構内エレベーター設置事業などの大型事業があり、大きな要因の一つになっていると思われます。

次に、4ページから5ページにかけましては、歳入歳出それぞれの増減理由等を記述しております。

6ページをご覧ください。6ページの中段あたりに所見とあります。一般会計の財政規模は、昨年度は支出ベースで50億円を下回り大幅減となりましたが、令和5年度においては、新庁舎建設の本体工事等により55億円を超え、昨年度対比6億9,075万5,000円の増となりました。町の財政に大きな影響力を持つふるさと納税寄附金については、制度改正等の影響により約3億1,000万円の減収となりました。寄附額から返礼品等の経費を差し引いた残りを基金に積み立て、様々な事業に充当していますが、今後の制度改正如何では、さらなる減収の可能性もあることから、過度に依存しないよう注意していただきたい。

また、経常収支比率については92.5となり、前年度を上回り、若干の悪化となりました。要因としては、物価高騰の影響等により、物件費、維持補修費等の伸びが顕著であると。さらなる弾力性のある財政を目指し、より一層の自主財源の確保を目指して努力していただきたい。

次に、令和5年度の決算に係る財政健全化判断比率について報告します。

令和5年度の決算に係る財政健全化比率については、下記の表から判断すれば、実質赤字比率及び連結実質赤字比率は、赤字額はなく、また実質公債費比率及び将来負担比率においても健全化基準を大きく下回っており、現在のところ問題ないと判断いたします。

続きまして、7ページから8ページにかけましては、款別歳出の分析を行っております。後ほどご覧いただければと思います。

続きまして9ページ、9ページから16ページまでは、特別会計に係る報告になります。すべての会計で黒字決算しており、適正に運営がなされていることを報告します。

続きまして17ページになります。地方債現在高の状況です。表の下の方の米印を見ていただきたいと思います。令和5年度においては、教育施設等の長寿命化事業など、教育債5,930万円、道路整

備事業債など土木債で1億1,160万円、全体としましては2億2,850万4,000円の起債発行額でありました。また、新庁舎建設に係る起債事業と緊急防災・減災事業債があり、町債全体としては、前年比3,285万9,000円の増となりました。償還額については、前年比1,228万3,000円の減少となり、財政健全化判断比率等を見ても特に問題はないと判断いたします。

続きまして、18ページから20ページまでは、財産に関するものでございます。会計管理者からの説明と重複するところもありますので、説明を省略いたします。

1点だけですね、19ページの備品購入で50万円以上の新規購入物品というふうに書いておりますけれども、先ほど会計管理者の説明では、公用車4台というふうなことを言われましたけれども、実際は公用車5台ということになります。

以上をもちまして監査報告とさせていただきます。

○議長（松尾純久君） 代表監査委員、ありがとうございました。

これから議案第44号「令和5年度玉東町一般会計歳入歳出決算認定について」の質疑を行います。質疑はありませんか。

7番、林和廣君。

○7番（林 和廣君） それでは、一般会計歳入歳出決算書の資料ですね、52ページ、一般会計、52ページの備考欄ですね、7行目、企業版ふるさと納税コンサルタント手数料49万5,000円、それと9行目ですかね、同じく今度は委託料11万の説明をお願いしたいと思います。

○議長（松尾純久君） 企画財政課長、西浦仁敏君。

○企画財政課長（西浦仁敏君） 7番、林議員の御質問にお答えします。

まず、企業版ふるさと納税のコンサル手数料の49万5,000円ですけれども、こちらについてはですね、マッチング業務をですね、町と企業のふるさと納税のマッチングをする業者がいるんですよね、そこに対する委託料でありまして、一応金額としてはですね、例えば、企業版ふるさと納税の納税が成立したときですね、寄附額の10%相当を手数料という形でそのマッチング業者、仲介業者に支払う業務がこちらのコンサルの手数料となります。

それから、次の企業版ふるさと納税のコンサル委託料というのは、そのマッチングを手掛ける仲介業者に対する委託料でありまして、委託料の10万円支払えばその仲介業者が発行する冊子にですね、玉東町のその事業の紹介が掲載されるというような業務の委託料が下の11万円です。上のほうが、前段のほうがマッチングが成立した際に、成功報酬として寄附額の10%を支払うのが上のほうです。下のほうがその仲介業者が手掛ける冊子の掲載料として10万円と、そのような内容となります。

○議長（松尾純久君） 7番、林和廣君。

○7番（林 和廣君） それでは次の資料を見てもらいたいの、決算概要説明書の21ページ、内容欄の下のほうから6行目、7行目ですね、その件を書いておりますけれども、企業版ふるさと納税コンサルタント委託料、新と書いてあります。この新という意味はどうなんでしょうか。

○議長（松尾純久君） 企画財政課長、西浦仁敏君。

○企画財政課長（西浦仁敏君） 新というのはですね、前年度に対して今年度の新規に計上され

た実績のある事業だったというふうな御認識でお願いできればと思います。

○議長（松尾純久君） 7番、林和廣君。

○7番（林 和廣君） 前年度うんぬんとおっしゃいましたけれども、令和4年度は手数料も委託料も400万の実績があったにしても0円ですね、なぜでしょう。

○議長（松尾純久君） しばらく休憩します。

休憩 午前11時35分

再開 午前11時36分

○議長（松尾純久君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

企画財政課長、西浦仁敏君。

○企画財政課長（西浦仁敏君） 大変失礼しました。林議員の御質問にお答えします。

令和4年度もですね、実際1件の実績があっているんですけども、そのときはですね、業者から、企業さんからですね、町のほうに直接寄附という形で寄附がっております。仲介業者がマッチングをしなくてですね、直接あったために今回、4年度は手数料とか実績がないということで御理解いただければと思います。

○議長（松尾純久君） 7番、林和廣君。

○7番（林 和廣君） じゃあ必ずしもこのコンサルタントの委託料とか手数料は外してもいい場合もあるわけですね。

それではですね、さっき10%程度という説明をいただきましたけれども、合わせて65万5,000円、いつ払われているのでしょうか。

○議長（松尾純久君） 企画財政課長、西浦仁敏君。

○企画財政課長（西浦仁敏君） まず、委託料の11万についてはですね、もう仲介業者と契約を結んで直ちに支払います。それから手数料については、そこは結局成功報酬ですので、実績があったあと、その後に支払う形になります。

以上です。

○議長（松尾純久君） 7番、林和廣君。

○7番（林 和廣君） 令和5年度決算のときですね、3月当初予算書、それから定例会の6月、9月、12月、令和6年の3月の補正予算、6月23日、7月3日、9月27日、1月17日の専決にも臨時会でも、この費用の予算計上が見当たらなかったんです。私の見逃しかもしれませんが、このコンサルタントの手数料、委託料の費目の予算計上はいつされているのでしょうか。

○議長（松尾純久君） 企画財政課長、西浦仁敏君。

○企画財政課長（西浦仁敏君） ちょっと手元に資料がなくてあれなんですけれども、実際然るべき時期に予算計上はしているものと認識しております。

○議長（松尾純久君） 7番、林和廣君。

○7番（林 和廣君） 2回見たんですね、去年の1年間の決算の一般会計の予算書、それと今

年度の当初予算にもうたっていない。だから見逃しかなあて思うて。昨日見て、また今朝も朝早く見て、ずっと1件ずつくっていったです、企画費のところも、ないんですけどもね、ないのに出費ということはあり得ないと思うんですけど。

○議長（松尾純久君） 企画財政課長、西浦仁敏君。

○企画財政課長（西浦仁敏君） 私のほうでもですね、しっかり予算書を見て、できれば林議員のほうに早急にお伝えする形でもよろしいでしょうか。予算書を私も確認しますので、確認後、林議員のほうにお伝えしたいというふうに思います。

○議長（松尾純久君） 7番、林和廣君。

○7番（林 和廣君） じゃあこのあとですね、討論に入る前に連絡をお願いしたいです。

○議長（松尾純久君） しばらく休憩しよう。

休憩 午前11時41分

再開 午前11時42分

○7番（林 和廣君） 追加質問というのはですね、このコンサルタント会社の所在と名前を教えてください。

○議長（松尾純久君） 休憩します。

休憩 午前11時43分

再開 午前11時51分

○議長（松尾純久君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

答弁を求めます。

企画財政課長、西浦仁敏君。

○企画財政課長（西浦仁敏君） すみません、度々中断いたしまして申し訳ありません。

今ですね、令和5年度の当初予算書を確認してきました。令和5年度の当初予算です。の中の35ページ目、35ページのですね、上から7行目、企業版ふるさと納税業務10万円というのが委託料分ですね。それから手数料については、その二つ上の手数料55万円とありますけれども、これが企業版ふるさと納税のマッチングの手数料分となります。

それから、仲介企業につきましては、肥後銀行がそういった業務をやっておりますので、肥後銀行のほうに業務委託しているところです。

以上です。

○議長（松尾純久君） 7番、林和廣君。

○7番（林 和廣君） 西浦課長が企画財政になられて、非常に予算書の大枠の○印でまとめられたんでね、非常に見やすかったんだけど、この説明にかぎっては非常に分かりづらいですね。ふるさと納税、その上に○して企画事業とは書いてあるんですけどもね、何となく委員会

報酬費、費用弁償こうやって始まっているから、何の手数料か分かりませんよね、55万というのはね、これが逆に企業版の下に書いてあるんだったら分からないでもないんですけど、改めてあえてくっ付けたんじゃないですか。それもない。

（くっ付けた。）

（どういう意味ね。）

この時点であなたは手数料をね、コンサルタント手数料で分かっていたんですか。

○議長（松尾純久君） 企画財政課長、西浦仁敏君。

○企画財政課長（西浦仁敏君） 全然悪意というか、何もないです。本当に純粋にこの手数料については、企業版ふるさと納税の手数料でありまして、なぜですね、こういった手数料を一括してドーンと入っているかといえば、これがですね、この手数料の中に複数目の業務があればですね、おそらくそれぞれ印刷が出とったと思うんですけども、今回はこの当該手数料のみだったので、表示が手数料一括で表示されているというようなことになります。

以上です。

○議長（松尾純久君） 7番、林和廣君。

○7番（林 和廣君） それでは、予算計上のね、やり方はもうこれ以上言いませんから、逆に言えば、一般の方の寄附金にはそういうことは全然入ってこないんですよ。それと昨年度は直接寄附いただいたから、コンサルタントは中に入らなかったとおっしゃったですよ。じゃあコンサルタント料を払わなくてすむようなね、広報とかなんかに勤しんでほしいんですけども、そのあたりの努力、念じてて言う失礼ですけども、その努力をね、期待してこの質問は分かりました。

以上、終わります。

○議長（松尾純久君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松尾純久君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松尾純久君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第44号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり認定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松尾純久君） 異議なしと認めます。したがって、議案第44号は、原案のとおり認定されました。

これから議案第45号、令和5年度玉東町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についての質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松尾純久君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松尾純久君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第45号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり認定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松尾純久君） 異議なしと認めます。したがって、議案第45号は、原案のとおり認定されました。

これから議案第46号、令和5年度玉東町簡易水道特別会計歳入歳出決算認定についての質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松尾純久君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松尾純久君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第46号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり認定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松尾純久君） 異議なしと認めます。したがって、議案第46号は、原案のとおり認定されました。

これから議案第47号、令和5年度玉東町木葉財産区特別会計歳入歳出決算認定についての質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松尾純久君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松尾純久君） 討論なしと認めます。

これから議案第47号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり認定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松尾純久君） 異議なしと認めます。したがって、議案第47号は、原案のとおり認定されました。

これから議案第48、令和5年度玉東町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についての質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松尾純久君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松尾純久君） 討論なしと認めます。

これから議案第48号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり認定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松尾純久君） 異議なしと認めます。したがって、議案第48号は、原案のとおり認定されました。

これから議案第49号、令和5年度玉東町宅地開発特別会計歳入歳出決算認定についての質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松尾純久君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松尾純久君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第49号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり認定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松尾純久君） 異議なしと認めます。したがって、議案第49号は、原案のとおり認定されました。

これから議案第50号、令和5年度玉東町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についての質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松尾純久君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松尾純久君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第50号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり認定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松尾純久君） 異議なしと認めます。したがって、議案第50号は、原案のとおり認定されました。

日程第8 休会の件

○議長（松尾純久君） 日程第8、休会の件を議題とします。

明日9月19日は議案調査のため休会にしたいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(松尾純久君) 異議なしと認めます。したがって、明日9月19日は休会することに決定しました。

お諮りします。本日の会議はこれで散会にしたいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(松尾純久君) 異議なしと認めます。したがって、本日は散会することに決定しました。

本日はこれで散会します。

明後日は午前10時に開会します。

起立、お疲れさまでした。

散会 午後0時00分